

陳情文書表  
(令和5年第1回定例会)

陳情第3号	令和5年2月15日受理
付託委員会	総務常任委員会
件名	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を適正に行なうことを求める陳情
陳情要旨	
<p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されています。</p> <p>その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が購読している（させられている）ことに驚愕しました。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くにのぼったというのは、極めて深刻な状況です。新聞報道によると、全国自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんあるようです。</p> <p>また庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはなりません。八千代市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にすると共に、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消して頂きたい。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにしてください。</li><li>2. 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、読みたい方は自宅を配達先として、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底して頂きたい。</li><li>3. 議員の皆様は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入することを強要しないようにする。</li></ol>	